



京都市告示第 5 0 7号

公印を次のとおり廃止します。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

京都市長 門川 大作

名称	廃止年月日	印影	用途
都市計画局 都市景観部 市街地景観 課専用京都 市長印	平成 2 5 年 4 月 1 日	 2 1 ミリメートル平方	都市計画局都市景観部市街地 景観課における景観法, 屋外広 告物法, 京都市市街地景観整備 条例, 京都市屋外広告物等に関 する条例, 京都市眺望景観創生 条例及び京都都市計画(京都国 際文化観光都市建設計画) 高度 地区の計画書に基づく事務
都市計画局 都市景観部 市街地景観 課専用京都 市長印 2 号	平成 2 5 年 4 月 1 日	 2 1 ミリメートル平方	都市計画局都市景観部市街地 景観課における屋外広告物法 及び京都市屋外広告物等に関 する条例に基づく事務並びに 屋外広告物の適正化に係る資 金の融資に関する事務

(都市計画局都市景観部市街地景観課)